

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県上伊那広域水道用水企業団議会事務局（以下「事務局」という。）の組織、所掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 事務局に庶務係を置く。

(所掌事務)

第3条 庶務係の所掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 儀式及び交際に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 文書の収発及び保存に関すること。
- (4) 議員の身分、報酬、費用弁償等に関すること。
- (5) 条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (6) 本会議及び協議会に関すること。
- (7) 請願、陳情等に関すること。
- (8) 議会の傍聴に関すること。
- (9) 議決事項等の処理に関すること。
- (10) 会議録の調整及び保存に関すること。
- (11) その他議会に関すること。

(職制及び職務)

第4条 事務局に事務局長を置き、係に係長を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、係に主任又は主事を置く。
- 3 事務局長は、議長の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 4 係長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け係員を指揮監督し、その所掌事務を掌理する。
- 5 主任又は主事は、上司の命を受け分任事務を処理する。

(専決事項)

第5条 事務局長が専決する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の事務分担に関する事項
- (2) 職員の出張に関する事項
- (3) 職員の休暇願、欠勤届等サービス上の諸願に関する事項
- (4) 職員の時間外勤務に関する事項
- (5) 軽易又は定例的な通知、照会、回答、報告、申請、公示及び願書等の処理に関する事項
- (6) 議決書の謄抄本の交付及び議決事項の認証に関する事項
- (7) その他軽易な事項

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、職員のサービス、事務処理等については、企業長

の事務部局の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。